

平成28年2月10日  
環 境 局

## 環境委員会参考資料

### 議案第 3 号 参考資料

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 ページ

### 議案第 2 9 号 参考資料

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について

2 ページ

### 議案第 3 4 号 参考資料

仮称リサイクルパークあさお整備事業資源化処理施設建設工事請  
負契約の変更について

3 ページ

議案第 3号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 「川崎市温室効果ガス排出量ライフサイクル評価委員会」について

(1) 設置目的

- 本市では、地球温暖化対策の推進に向け、市内にある優れた環境技術により、CO<sub>2</sub>削減に貢献する企業の取組を評価し普及を図る事業として、「低CO<sub>2</sub>川崎ブランド」及び「川崎メカニズム認証制度」（以下「両事業」という。）を実施している。
- 両事業の認定・認証に係る審査業務を担う附属機関として、学識経験者等で構成する「川崎市温室効果ガス排出量ライフサイクル評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置している。

(2) 改正理由

- 両事業については、認定製品等の普及促進の強化を図るため、平成28年度に、本市が直接運営する体制から産業支援団体等（川崎商工会議所、公益財団法人川崎市産業振興財団等）と本市が連携し運営する「(仮称)協議会」に移行するため、附属機関条例から「評価委員会」を除くものである。
- なお、「評価委員会」が行っている審査業務については、引続き、「(仮称)協議会」において実施するものとし、現評価委員会の学識経験者に審査業務を依頼する予定である。

(3) 改正内容

現		行			改正
別表第1（第2条～第5条関係）					
市長の附属機関					
附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	削除
川崎市温室効果ガス排出量ライフサイクル評価委員会	製品等のライフサイクル（製品等の原材料の調達から廃棄又は再資源化までの一連の流れをいう。以下この項において同じ。）を通じて温室効果ガスの削減効果の高い製品等の認定及び製品等のライフサイクルを考慮した上で市外での温室効果ガスの削減に貢献する量の認証に関して調査審議すること。	11人以内	(1)学識経験者 (2)関係団体の役職員	2年	

(4) 施行日

- 平成28年4月1日

議案第29号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について

参考資料

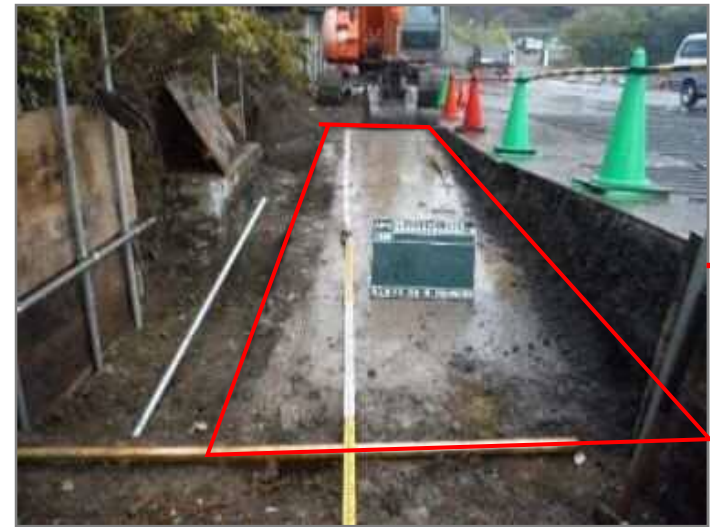
川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前							
○川崎市余熱利用市民施設条例 平成元年12月26日条例第35号 (略)						○川崎市余熱利用市民施設条例 平成元年12月26日条例第35号 (略)							
別表(第10条関係) 1 施設利用料 (1) 専用利用料(王禅寺余熱利用市民施設)						別表(第10条関係) 1 施設利用料 (1) 専用利用料(王禅寺余熱利用市民施設)							
種別		金額				種別		金額					
		午前 9時～12時	午後 1時～4時	夜間 5時～8時	全日 9時～8時			午前 9時～12時	午後 1時～4時	夜間 5時～8時	全日 9時～8時		
会 議 室	大会議室	2,500円	3,000円	3,000円	8,500円	会 議 室	大会議室	2,500円	3,000円	3,000円	8,500円		
	第1会議室	700円	900円	900円	2,500円		第1会議室	700円	900円	900円	2,500円		
	第2会議室	700円	900円	900円	2,500円		第2会議室	700円	900円	900円	2,500円		
	第3会議室	700円	900円	900円	2,500円		第3会議室	700円	900円	900円	2,500円		
	第4会議室	700円	900円	900円	2,500円		第4会議室	700円	900円	900円	2,500円		
	レクリエーション ルーム	4,000円	6,000円	6,000円	16,000円		レクリエーション ルーム	4,000円	6,000円	6,000円	16,000円		
	ゲートボール場	午前		午後	全日		ゲートボール場	午前		午後	全日		
		9時～12時	1時～4時	9時～4時		9時～12時		1時～4時	9時～4時				
		1,000円	1,000円	2,000円			1,000円	1,000円	2,000円				
	駐車場	基本料金		超過料金			駐車場	基本料金		超過料金			
		1台1時間まで	100円	超過時間30分までごとに 50円				1台1時間まで	100円	超過時間30分までごとに 50円			
備考 利用許可(駐車場を除く。)の時間を超過して利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。						備考 利用許可(駐車場を除く。)の時間を超過して利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。							
(2) 個人利用料						(2) 個人利用料							
温水	区分	基本料金		超過料金		温水	区分	基本料金		超過料金			
プ ル	堤根 余熱 利用 施設	15歳以上の者	1人1回	200円	超過時間	100円	プ ル	堤根 余熱 利用 施設	15歳以上の者	1人1回	200円	超過時間	100円
		3歳以上15歳未満の者(中学生を 含む。)	1時間まで	50円	30分までご とに	25円			3歳以上15歳未 満の者(中学生を 含む。)	1時間まで	50円	30分までご とに	25円
王 禅 寺 余 熱 利 用 市 民 施 設	15歳以上の者	1人1回	300円	超過時間	150円	王 禅 寺 余 熱 利 用 市 民 施 設	15歳以上の者	1人1回	300円	超過時間	150円		
		3歳以上15歳未 満の者(中学生を 含む。)	1時間まで	100円	30分までご とに			50円	3歳以上15歳未 満の者(中学生を 含む。)	1時間まで	100円	30分までご とに	50円
ト レ ー ニ ン グ ル ーム	区分	金額				ト レ ー ニ ン グ ル ーム	区分	金額					
		午前 9時～12時	午後 1時～4時	夜間 5時～8時				午前 9時～12時	午後 1時～4時	夜間 5時～8時			
	王禅寺 余熱 利用 市 民 施 設	20歳以上の者	300円	300円	300円		王禅寺 余熱 利用 市 民 施 設	20歳以上の者	300円	300円	300円		
		15歳以上20歳未 満の者20歳以上 の学生	100円	100円	100円			15歳以上20歳未 満の者20歳以上 の学生	100円	100円	100円		
備考 1 3歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。 2 トレーニングルームを利用できる者は、15歳以上の者とする。 3 中学生とは、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。						備考 1 3歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。 2 トレーニングルームを利用できる者は、15歳以上の者とする。 3 中学生とは、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。							

### 【資源化处理施設建設工事における主な地中障害及び追加工事】



① 地中障害物(コンクリート構造物)



② 地中障害物(コンクリート構造物)



③ 撤去後の地中障害物(コンクリート構造物)



④ 地中障害物(アスファルト舗装)



⑤ 地中障害物(コンクリート構造物)



⑥ 追加工事(正門改修工事)

